

市第 30 号議案 横浜市手数料条例の一部改正について

1 主旨

地区計画区域においてのみ適用可能な許可及び認定制度のうち、新たに申請が見込まれる許可及び認定に係る手数料を徴収するため、「横浜市手数料条例」の一部を改正します。

2 条例改正の概要

(1) 手数料の新設

新たに申請が見込まれる 3 つの許可及び認定申請手数料を新設します。

① 開発整備促進区における用途制限の適用除外に係る認定申請手数料（※1）

認定制度の概要

地区計画に「開発整備促進区」を定めた場合、市長が認定することで、当該区域内の建築物を通常の用途地域における建築物の用途制限の適用除外とする制度です。

手数料金額

認定に係る審査所要時間等を考慮し、類似の認定申請手数料と同額の 27,000 円とします。

※1 平成 29 年 7 月、南部市場駅北地区地区計画に市内初の「開発整備促進区」が定められたことにより、同地区内で予定されている建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請について、手数料を定めます。

② 地区計画区域における建蔽率制限の特例認定申請手数料（※2）

認定制度の概要

人工地盤上の歩行者通路などの地区施設を地区計画に定めた場合、市長が認定することで、当該人工地盤上の地区施設の下にある建築物の部分を建蔽率に算入しない特例制度です。

手数料金額

認定に係る審査所要時間等を考慮し、類似の認定申請手数料と同額の 27,000 円とします。

③ 高度利用型地区計画区域における道路斜線制限の適用除外に係る許可申請手数料（※2）

許可制度の概要

高度利用型地区計画を定めた場合、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、市長が許可することで、当該区域内の建築物を道路斜線制限の適用除外とする制度です。

手数料金額

許可に係る審査所要時間等を考慮し、類似の許可申請手数料と同額の 160,000 円とします。

※2 ①に合わせ、今後、許可又は認定の申請が考えられる手数料をあらかじめ定めます。

(2) 所要の改正

建築基準法及び租税特別措置法施行令の改正に伴う項ずれ等との整合を図るため、これらの法令を引用する部分について所要の改正を行います。

3 施行日

公布の日。ただし、建築基準法の項ずれに伴う改正規定の施行日は平成 30 年 4 月 1 日（改正建築基準法の施行日）とします。